

「福山市ふぐの処理等に関する条例」 ができました

2022年（令和4年）4月1日施行

ふぐ処理者の認定基準等の全国的な平準化に対応するため、「福山市ふぐの処理等に関する条例」が制定されました。

● なにが変わったの？

ふぐ処理者の資格が免許制になりました。

● これまでのフグ処理者はどうしたらいいの？

すでにフグ処理者養成講習会を受講した方は、2024年（令和6年）3月31日までに、ふぐ処理者免許申請を行い、免許証の交付を受けてください。免許申請には、添付書類と手数料が必要です。

● これまでのフグ処理者が2024年（令和6年）3月31日までに免許申請をしないとどうなるの？

2024年（令和6年）3月31日までは、これまで通りふぐ処理をすることができます。2024年（令和6年）4月1日以降は、ふぐ処理者試験を受験し、これに合格しなければ、ふぐの処理ができません。

● フグ処理施設として営業している施設はどうすればいいの？（2022年（令和4年）4月1日時点でフグ処理施設として届出済の施設については、次のとおりです。）

- ・福山市ふぐ処理者免許の所持者が従事している場合
お持ちの営業許可有効期限までは、新たに手続きをすることなく、引き続き、ふぐ処理を行うことができます。営業許可の更新申請時に、ふぐ処理施設の登録申請を行ってください。
- ・福山市ふぐ処理者免許の所持者が従事していない場合
2024年（令和6年）4月1日以降は、ふぐ処理を行うことができなくなります。

福山市保健所 生活衛生課

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目1 1番22号

電話：084-928-1165

●新たにふぐ処理者になりたい人はどうしたらいいの？

ふぐ処理者試験を受験し、これに合格した後、ふぐ処理者免許を申請する必要があります。調理師免許を取得している必要はありません。

●ふぐ処理者試験って何？

福山市等が実施する試験で、学科試験（水産食品の衛生、ふぐに関する知識）と実技試験（ふぐの処理）があります。

●ふぐ処理者試験はいつ、どこで実施されるの？

広島県内で年に1回程度実施される予定です。詳しくは福山市保健所生活衛生課までお問い合わせください。

●新たにふぐ処理を行いたい施設はどうすればいいの？

ふぐ処理を行う施設を営もうとする方は、施設ごとに登録申請が必要です。ふぐ処理を行う方のふぐ処理者免許証の写しを添えて申請してください。申請された施設については、施設基準を満たしていることを確認した後、登録証が交付されます。

●ふぐ処理者免許証をなくした場合は？

免許証が破れたり、紛失した場合は、必要書類に手数料を添えて、免許証の再交付申請をしてください。

●ふぐ処理者の名前や住所を変更した場合は？

変更した事項によって、書換え交付申請または変更届が必要です。なお、書換え交付申請には手数料が必要です。詳しくは福山市保健所生活衛生課までお問い合わせください。

●ふぐ処理者免許に有効期限はあるの？

更新手続きは必要？

有効期限はありませんので、更新手続きは不要です。ただし、記載事項に変更がある場合は免許証の書換え手続きが必要です。また、ふぐ処理を二度と行わなくなった場合は免許証を返納してください。